

今月の税務トピックス (中小企業経営強化税制の拡充等)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

売上高100億円を超えるような中小企業(4,500者程度)は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、収益を上げて生産性向上(イノベーション)・賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する存在となっています。

令和7年度税制改正では、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行い、更なる100億円超企業を創出するため、中小企業経営強化税制が拡充されました。

本稿では、拡充された制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 経営規模拡大設備(B類型)の拡充

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)が追加されます(措法42の12の4①一・二)。

なお、所得税についても同様とされます(措法10の5の3①)。

II 経済産業大臣が定める要件

上記Iにおける経済産業大臣が定める要件は、①売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること、②基準事業年度(直前の事業年度)の売上高が10億円超90億円未満であること、③投資計画の計画期間中において給与等の支給額を増加させるものであること等が要件とされます。

III 最低取得価額要件

対象設備に追加された建物及びその附属設備については、その取得価額の合計額が1,000万円以上のものとされます。また、機械装置、工具及び器具備品及びソフトウェアについては、従来の特定経営力向上設備等と同様とされます。

なお、税制対象の設備投資総額の上限は、

60億円が限度とされます。

IV 特別償却割合又は特別税額控除割合

即時償却とその取得価額の7%の特別税額控除(一定の中小企業者等が取得等をする建物及びその附属設備を除く設備:10%)の選択適用とされます。

また、建物を新增設した場合には、賃上げ上乘せ要件として、給与増加割合2.5%以上増加したときには特別償却15%又は特別税額控除1%、5%以上増加したときには、特別償却25%又は特別税額控除2%が適用できます(措法42の12の4②)。

V 特定経営力向上設備等の適用要件の見直し

生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の指標の見直しが行われます。

また、デジタル化設備(C類型)は廃止されます(措法42の12の4①)。

VI 適用期限の延長

中小企業経営強化税制について、上記IからVの見直しを行った上、その適用期限が令和9年3月31日(改正前:令和7年3月31日)まで2年延長されます(措法42の12の4①)。

VII 適用関係

上記IからVIの改正は、令和7年4月1日以後に取得又は製作をする経営力向上設備等について適用され、同日前に取得又は製作をされた経営力向上設備等については、なお従前の例によります(令和7年改正法附則40、43、51、令和7年改正措令附則15)。

また、上記IからVIの改正に伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が法人住民税に適用されます。

おわりに

拡充措置の認定を受けた法人(医療保健業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものは除かれます。)は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制(措法42の6)及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5)の適用ができませんので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。